

令和 7 年度
新富町浄化槽設置整備事業手引書

令和 7 年 3 月

新富町役場 環境対策課 環境衛生係

浄化槽補助金交付申請等注意事項

1. 浄化槽工事とは一浄化槽本体のみの設置工事をいう。
2. 宅内配管工事とは一合併処理浄化槽の流入管、柵の設置、側溝までの放流管の工事をいう。
3. 撤去工事とは一既設の単独浄化槽を撤去する工事をいう。

【補助金交付申請について】

●補助金交付申請書かがみ(以下、「交付申請書」という。)<様式第1号>

- (1) 交付申請者の住所については、浄化槽を設置する場所ではなく、**交付申請時に住民票がある住所を記入すること。**
- (2) 交付申請書には**年度・補助金額を必ず記入すること。**

●交付申請における添付書類

※添付書類は補助金交付申請書(様式第1号)に記載されている順番に並べて提出すること。

1 計画書(様式第2号)

- (1) 申請地は設置する場所を記入すること。
- (2) 使用予定人数は、正確な人数を記入すること。
- (3) 単独槽、汲取り便槽からの転換の場合、工事区分の「2転換」に○を付け該当工事に☑を付ける。
- (4) 事前に放流先を確認後、**道路側溝に排水する場合は道路管理者へ確認し、農業用水路に排水する場合は、関係団体からの同意書を添付すること。**

2 収支予算書(様式第3号)

- (1) 収入の計と支出の計が一致すること。
- (2) 工事請負契約書又は見積書の金額が、支出の合計額と一致すること。

3 その他の添付書類

〈工事請負契約書又は見積書の写し〉

- (1) 工事請負契約書の写しを添付する場合は、収入印紙を貼ったコピーを添付する。
- (2) 見積書の写しには、工事内容明細を記載し、浄化槽設置工事に関係のない工事等については記載しないこと。
- (3) 単独槽、汲取り便槽の転換工事の場合は、浄化槽設置工事とは別に、単独槽撤去工事、宅内配管工事の見積書の写しを添付する。
- (4) 見積書の写し又は契約書の写しを添付する場合には、社印が押印されているものを添付すること。

〈町税等完納証明について〉

(1) 町税等について、**居住者(居住予定者)全員分の氏名を記載した**納税状況の確認に関する同意書を添付すること。

※同意書については、**申請者の自署・押印**とすること。

※申請者が同意しない場合は、完納証明書を添付すること。

(2) 水道料金について、申請者が新富町役場水道課に水道料金を納付している場合は「納税状況の確認に関する同意書」を添付し、一ツ瀬水道企業団に水道料金を納付している場合は「完納証明書」を添付すること。

※どちらに水道料金を納付しているかは申請者に確認。

(3) **町外に住所を有する者が申請する場合は、居住者(居住予定者)全員分の完納証明書(町(市)税、水道料金、住宅使用料、保育料、介護保険料、後期高齢者医療保険料)及び住民票を添付すること。**

〈その他〉

(1) その他、補助金交付申請書(様式第1号)に記載されている添付必要書類をもれなく添付すること。

(2) 浄化槽設置予定者講習会受講済証及び浄化槽法定検査依頼書(控)の写しを添付すること。

【中間検査】

転換による宅内配管の補助金を受ける工事は、宅内配管の中間検査を受けること。

(延長の分かる写真及び延長が記入してある配管平面図をご提出ください。)

【浄化槽設置整備事業実績報告について】

浄化槽設置整備事業実績報告(以下、「実績報告」という。)

1 事業完了届(様式第5号)

(1) **着工・完了年月日を必ず記入すること。**

(2) **交付決定番号及び交付決定日を必ず記入すること。**※交付決定通知は施工業者に FAX で送付。

(3) 単独槽、汲取り便槽からの転換の場合は、工事区分の「2転換」に○を付け該当工事に☑を付ける。

2 実績報告書かがみ(様式第6号)

新設の場合の住所については、浄化槽を設置する場所ではなく、**実績報告時に住民票がある住所を記入すること。**

3 収支決算書(様式第7号)

(1) 収入の予算額・支出の予算額は補助金交付申請時の金額を記入すること。

(2) 決算額の収入の計と支出の計は一致すること。また、請求書のコツと一致すること。

(3) 予算と決算において差額が出た場合は、備考にその理由を記入すること。

4その他の添付書類

〈工事費請求書又は領収書の写し〉

- (1) 領収書の写しを添付する場合は、収入印紙を貼った写しを添付すること
- (2) 工事費請求書の写しを添付する場合は、申請時同様工事内容明細(単独槽、汲取り便槽の転換工事の場合は浄化槽設置工事とは別に単独槽撤去工事、宅内配管工事の請求書)を記載し、浄化槽設置工事に関係のない工事等については記載しないこと。また、社印が押印されている写しを添付すること。

〈保守点検及び清掃業務委託契約書の写し〉

- (1) 保守点検及び清掃業務委託契約書の写しには収入印紙が貼ってある写しを添付すること。
- (2) 工事完了日と請求日に矛盾が生じないよう日付には注意すること。

〈配管完成図〉

配管完成図は家屋内部のキッチン、トイレ等の配管が確認できる図面を添付すること。

(宅内配管工事については、材質・仕様・寸法・延長・放流先も明記)

〈工事工程写真〉

工事写真は、浄化槽設置工事、浄化槽撤去工事、宅内配管工事を補助金別に提出すること。

(宅内配管工事写真については、延長が分かる写真を添付)

〈完成検査〉

担当職員と検査日時を調整し、完成検査を受けること。

実績報告書に「〇〇邸完成検査」のかがみと検査状況写真を添付すること(検査状況写真には必ず工事看板をいれること。)

〈請求書(様式第9号)〉

- (1) 請求年月日は記入しないこと。
- (2) 補助金の請求者は申請者と同一とし、代理受領は一切認めない。
- (3) 請求金額及び補助金の振込口座は、誤りのないよう正確に記入すること。
- (4) 電話番号を必ず記入すること。
- (5) 単独槽撤去費補助金、転換による宅内配管補助金も対象となっている工事については、「浄化槽設置補助金」と「単独槽撤去費補助金」と転換による「宅内配管補助金」の分の内訳別に記入し、合計金額を請求書に記入すること。
- (6) 口座番号等誤り防止のため、通帳写しを添付すること。

※本人の氏名・銀行名・支店名・口座種類・口座番号が確認できるもの。

【その他】

- (1) シレイ前着工は認めないものとする。
- (2) 実績報告、事業完了届、請求書は別々に綴じること。すべて同時に提出する場合は、クリップ等でとめること。
- (3) 書類に不備があった場合は全部返却し、再度提出すること。(写真もすべて揃ったものを提出すること)

(4) 工事において変更などが生じた場合、浄化槽設置整備変更承認申請書(以下、(変更申請書。))というを提出し、必ず新富町役場 環境対策課と協議を行うこと。また、完了検査時に工事工法等に不備があった場合は、補助金交付決定を取り消すことがあります。

(5) 交付申請書又は実績報告書を提出の際は、関係書類の整合性を確認した上で提出すること。

(6) **工事完了から2週間以内に実績報告書等を提出すること。**

●次に該当する場合は事前に必ず、相談すること。

(1) 新設・転換に関わらず工期が大幅(1月以上)に遅れる場合。

(2) 設置する浄化槽の上を駐車場として使用する場合。

(3) 放流先が無く、地下浸透方式が検討される場合。(設置申請書を提出する前に相談すること。)

※なお、浄化槽設置工事については、**一般社団法人 宮崎県浄化槽協会が発行している「家庭用小型浄化槽適正工事マニュアル」**に従って施行すること。

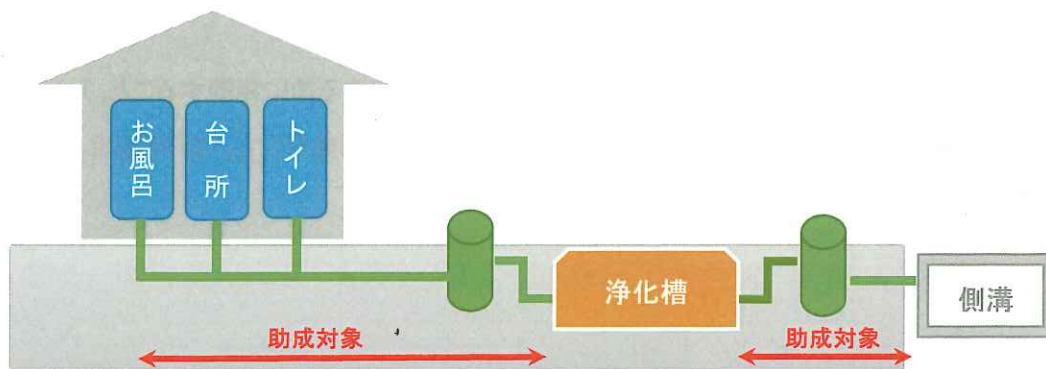
新富町合併処理浄化槽設置整備事業について

(1) 単独槽・汲取り槽からの転換を行う場合の宅内配管工事費への助成

①宅内配管工事の範囲

単独槽・汲取り槽からの転換にあわせて行う合併処理浄化槽の流入管、柵の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置工事

例：材料費、配管工事費、排水柵設置工事費、既設配管の撤去・運搬・処分費、諸経費



②助成金額

150,000 円（宅内配管工事に係る事業費の 3 分の 2。上限 150,000 円）

③宅内配管工事を実施する場合の書類等

単独槽・汲取り槽からの転換に合わせて宅内配管工事を実施する場合には以下の物が必要です。なお、提出の際には、関係書類の整合性を確認した上で提出すること。

a) 交付申請時

配管工事費用の内訳が明示された見積書 資料-2

配管工事に係る平面図 資料-1

b) 中間検査

転換による宅内配管の助成を受ける工事は、宅内配管の中間検査を受けること。

事前に延長の分かる写真及び延長が記入してある配管平面図を提出すること。

c) 実績報告時

配管工事写真（工事前・工事中・工事後、並びに撤去材の処理状況が確認できるもの）

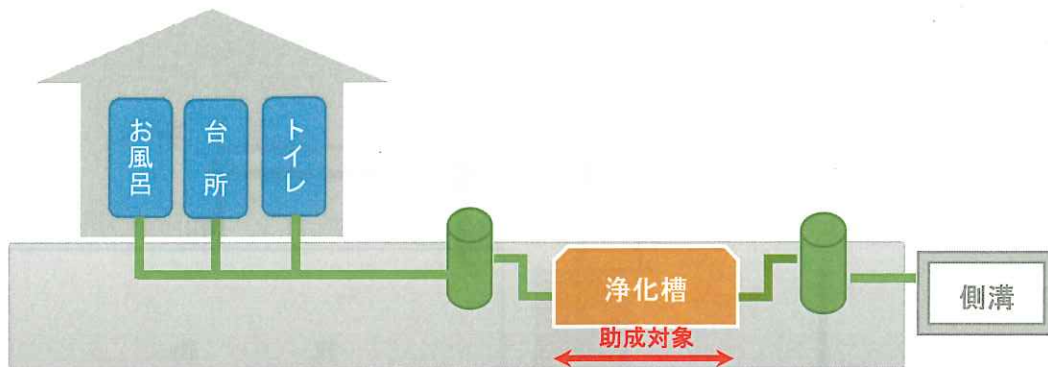
配管工事に係る出来高平面図 資料-1

配管工事費用に係る領収書の写し。ただし、領収書の写しを添付できない場合は、配管工事に係る請求書の写し。 資料-2

(2) 浄化槽工事の範囲（宅内配管工事費助成に伴い浄化槽工事の範囲が明確化）

① 浄化槽工事の範囲

浄化槽本体費用及び本体の設置に係る工事費（流入、放流に係る管きょ及び柵に係る費用を除く。）



② 助成金額

助成金額についての変更はしない。（別表 - 1）

(3) 単独浄化槽撤去に伴う産業廃棄物管理票の添付

撤去した単独処理浄化槽が適切に処分されていることを確認するため、産業廃棄物管理票（マニフェストE票の写し）の提出。

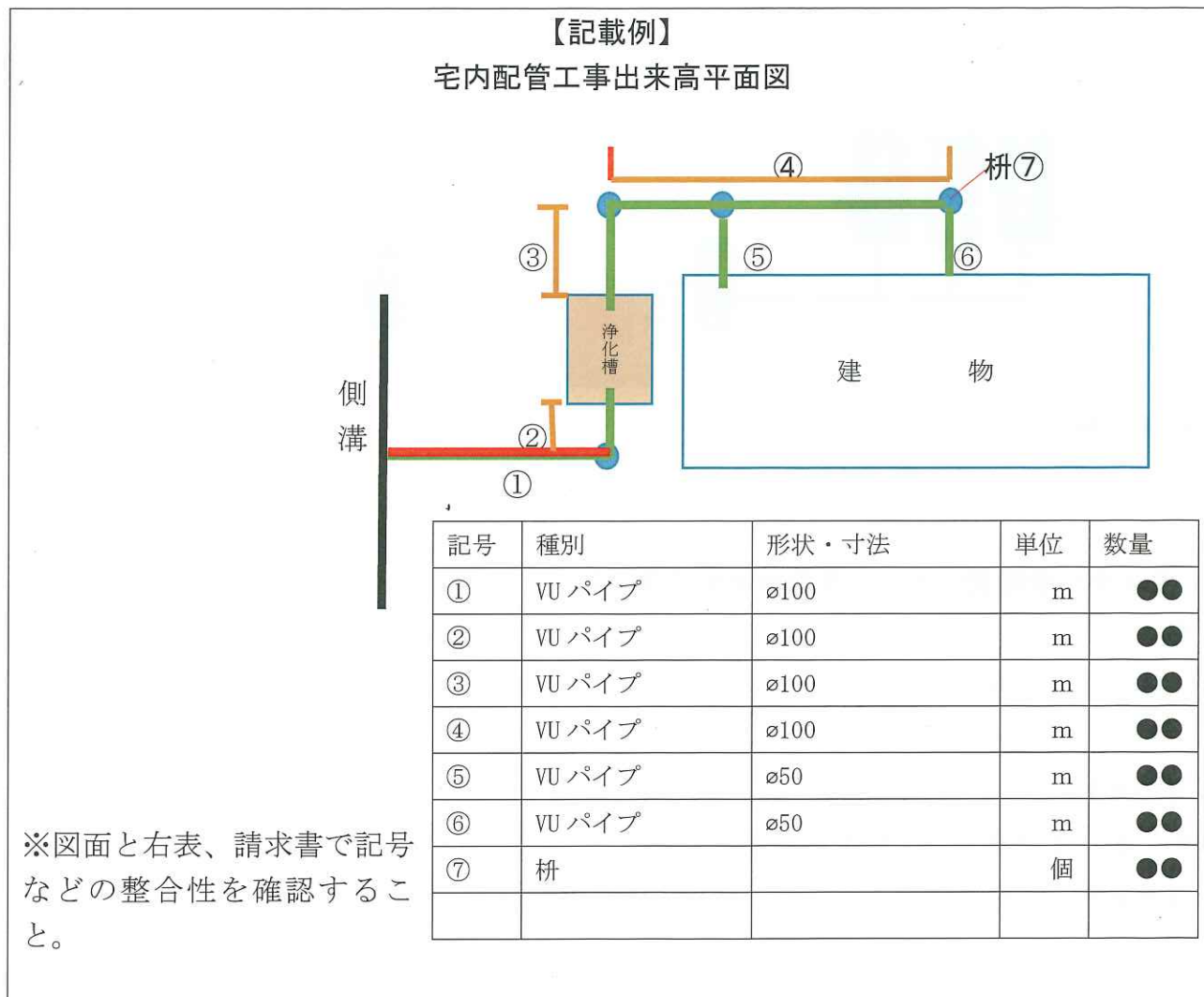
【その他】

掘削における注意点（土留めの設置など）

※参考資料 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 浄化槽設計施工の手引き 29 ページ

資料-1

配管工事に係る出来高平面図



宅内配管工事写真

着工前・完成の写真

材料検収写真

掘削の写真

管敷設状況の写真

各箇所の延長が分かる写真

管敷設後の全体が分かる写真

埋戻しの写真

資料-2 配管工事に係る見積書（請求書）

【記載例】

宅内配管工事見積書（請求書）

記号	種別	形状・寸法	単位	数量	単価	金額
① — ④	VU パイプ	ø100	m	●●	●●	●●
⑤ ⑥	VU パイプ	ø50	m	●●	●●	●●
	排水柵	●●	ヶ	●●	●●	●●
	撤去材運搬・処分		式	1.0		●●
	配管設置費、土工費		式	1.0		●●
(1)小計						
(2)諸経費						
合計 ((1)+(2))						
消費税						
総合計						

新富町浄化槽設置整備事業補助金について

町内全地域を対象に主に住居として使われる家屋に浄化槽を設置する場合の補助金は、下記のとおりとなります。

人槽区分	補助金額	
	新設	単独処理浄化槽・汲み取り便槽からの転換
5人槽	270,000 円	332,000 円
6～7人槽	330,000 円	414,000 円
8～10人槽	420,000 円	548,000 円

※同時に既存の単独浄化槽を撤去する場合には、撤去費用の一部を補助します。

(ただし、上限9万円)

※単独浄化槽・汲み取り便槽からの転換の場合には、宅内配管の一部を補助します。

(宅内配管見積書の3分の2、ただし上限15万円)

新富町浄化槽設置整備事業完了実績報告必要添付写真

1	工事着工前の現場写真 (地縄張りを行う)	※対比が出来るよう <u>同じ角度</u> から写す
2	浄化槽工事完了後の写真	※ <u>目印</u> として <u>家屋等</u> が写るように写す
3	浄化槽設備士が実際に現場を確認していることを証するための写真 (標識板、黒板、設置予定地、地面、家屋等と共に写っていること)	
4	浄化槽本体の写真 (土地に余裕のある場合は運搬車から下ろした状態の写真) (注) <u>型式・人槽がわかるように撮影する</u>	
5	掘削後の写真 (土留め・水替えを行っている場合はその写真も添付) 水抜きポンプも撮影	
6	底部コンクリート打設状況写真 生コン車又は生コン運搬車から流し込む状況写真 (配筋状況の写真も添付) 養生後、型枠を外した後の写真 (注) コンクリート厚のわかるスケールとともに写す ※ <u>PC版</u> についても、 <u>厚み、サイズ</u> <u>等がわかるようスケールとともに写す</u>	
7	浄化槽据え付け状況の写真 (注) 浄化槽設備士が水張りを行っている写真	
8	浄化槽埋め戻し・水締め状況写真・水平確認写真 本体の水平を確認しつつ埋め戻しを行っている状況 (<u>2段階から3段階にかけて</u>) (注) 水締め及び、突固めを行っている状況。水平写真については <u>拡大写真も添付する</u>	
9	上部スラブコンクリート打ちの状況写真 コンクリート養生後、コンクリート厚・たて・よこの長さの分かるスケールと共に写す (注) 浄化槽の上部を駐車場として使用する場合や通路として使用する場合には、 鉄筋の配筋状況や鉄筋コンクリート柱などを利用していることを明らかにする写真	
10	かさ上げをしている場合、かさ上げ状況の写真 (注) <u>上部スラブコンクリート打設後</u> 、バルブ上端からマンホール蓋までの距離がわかる スケールとともに写す ※かさ上げの高さは、最大30cm以内。	
11	ブロワーの設置状況の写真 (消費電力がわかるように <u>シール貼付部分を接写</u>) (注) ブロワーには地面から10cmの台を設置すること。犬走り上に設置する場合も同様とする。	
12	配管及び柵の設置状況写真 (配管、柵を埋め戻す前の写真を添付すること)	
13	放流口の写真 (<u>既設管接合の場合も必要です。</u>)	

※スケール等のメモリがわかるように接写の写真も添付してください。

新富町浄化槽設置整備事業完了実績報告必要添付写真〈単独槽撤去〉

1	単独処理浄化槽撤去前の写真
2	上部スラブ破砕後の写真
3	浄化槽清掃業者が汚泥の引き抜きを行っている写真
4	掘り出した単独処理浄化槽の写真
5	単独処理浄化槽掘り出し完了後の写真
6	埋戻し後の写真（同じ場所に浄化槽を設置する場合は不要）
7	産業廃棄物として車両に積み込み、撤去した単独処理浄化槽の搬入を行っている写真
8	
9	
10	
11	
12	
13	

○設置者（申請者）本人または家族が完納証明書を取得する場合

- ① 一覧表を記入（居住予定者全員）後、税務課窓口へ提出し完納証明書を取得する。
- ② 完納証明書等を取得後、一覧表と併せて事業者へ渡す。
- ③ 事業者は一覧表と完納証明書を申請書へ添付し、環境対策課へ提出する。

○事業者（本人以外の方）が完納証明書を取得する場合

- ① 事業者は一覧表とは別に委任状が必要となるため、設置者へ委任状をもらう。
- ② 設置者は一覧表とともに、委任状を事業者へ渡す。
※委任状は直筆のものに限る。
- ③ 事業者は一覧表と委任状を税務課へ提出し、完納証明書を取得する。
- ④ 事業者は一覧表と完納証明書を申請書へ添付し、環境対策課へ提出する。

問合せ先：環境対策課

担 当：湊

電 話：0983-33-6072

新富町浄化槽設置整備事業完了実績報告必要添付写真〈単独槽撤去〉

1	単独処理浄化槽撤去前の写真
2	上部スラブ破砕後の写真
3	浄化槽清掃業者が汚泥の引き抜きを行っている写真
4	掘り出した単独処理浄化槽の写真
5	単独処理浄化槽掘り出し完了後の写真
6	埋戻し後の写真（同じ場所に浄化槽を設置する場合は不要）
7	産業廃棄物として車両に積み込み、撤去した単独処理浄化槽の搬入を行っている写真
8	
9	
10	
11	
12	
13	

入居予定世帯一覧

完納証明書の発行について

- 申請の際はこちらの用紙を税務課窓口にお持ちください。
- 同一世帯以外の方や第三者の方が申請される場合には**本用紙**と**委任状**が必要となります。
- 水道料(一ツ瀬川水道企業団)のみ取得場所が異なります。ご注意ください。

令和 年 月 日

申請者

電話番号

携帯番号

現在新富町にお住まいの方で、浄化槽設置補助申請をしている家屋へ入居予定者の方全員分をご記入ください。申請者と世帯主の方は課税対象でない場合も証明が必要となります。

現在納めている町税、使用料金に☑を記入してください。町税・使用料については下記表1のとおりとなります。☑を記入した入居予定者の町税・使用料の完納証明書が必要となります。

町外にお住まいの方は現在居住されている市町村区の住民票のみの提出となります。

番号	氏 名	生 年 月 日	税・使用料	現 住 所
例	新富 太郎 (申請者・世帯主)	昭和00年0月0日	☒ 町税 ☒ 水道 ☐ 住宅 ☐ 介護 ☐ 後期 ☐ 保育	新富町□□00番地00 アパート名など
1			☐ 町税 ☐ 水道 ☐ 住宅 ☐ 介護 ☐ 後期 ☐ 保育	
2			☐ 町税 ☐ 水道 ☐ 住宅 ☐ 介護 ☐ 後期 ☐ 保育	□同上
3			☐ 町税 ☐ 水道 ☐ 住宅 ☐ 介護 ☐ 後期 ☐ 保育	□同上
4			☐ 町税 ☐ 水道 ☐ 住宅 ☐ 介護 ☐ 後期 ☐ 保育	□同上
5			☐ 町税 ☐ 水道 ☐ 住宅 ☐ 介護 ☐ 後期 ☐ 保育	□同上

※ 本用紙は申請の際必要となります。各証明書と併せてご提出ください。

表1 町税・使用料詳細について

町税	町県民税
	固定資産税
	軽自動車税
	国民健康保険税
水道	水道料金(水道課、一ツ瀬川水道企業団) ※水道課へお支払中の場合は税務課でも取得可能です。 ※新富町水道課、一ツ瀬川水道企業団以外へお支払いの方は不要です。
住宅	町営住宅使用料
介護	介護保険料(65歳以上)
後期	後期高齢者医療保険料(75歳以上)
保育	町営保育園保育料

委任状

令和 年 月 日

(あて先)
新富町長

代理人

住 所

氏 名

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

私は上記の者を代理人と定め、完納証明書取得の権限を委任します。

委任者

住所(自署)

氏名(自署)

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号(— —)

委任者

住所(自署)

氏名(自署)

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号(— —)

委任者

住所(自署)

氏名(自署)

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号(— —)

委任者

住所(自署)

氏名(自署)

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号(— —)

委任者

住所(自署)

氏名(自署)

生年月日 大正・昭和・平成 年 月 日

平日昼間に連絡がとれる電話番号(— —)

【注意】

- 委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をしたときは、刑法第159条、第161条により罰せられます。
- 代理人はこの委任状のほかに本人確認ができる書類の提示が必要です。
(公的機関が発行した顔写真入りの身分証明書マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等。)